

藤田医科大学岡崎医療センター医療問題対策委員会規程

施行 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学岡崎医療センター（以下、当院という）における医療事故及び医事紛争の予防対策等の推進を図るため、当院に設置する医療問題対策委員会（以下、委員会という）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医療事故及び医事紛争の予防対策の検討及び推進
- (2) 医療事故及び医事紛争への対応方法
- (3) 医療事故及び医事紛争の情報交換
- (4) 医療事故及び医事紛争の予防のための教育・研修
- (5) 安全管理室からの提出議題
- (6) 患者相談窓口からの苦情、相談等に関する事項
- (7) 医療事故調査委員会、事例検討会における検討事項に関する対応
- (8) その他、医療事故及び医事紛争に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 医療安全管理責任者
- (3) 看護部長
- (4) 事務部長
- (5) 安全管理室長
- (6) 安全管理者
- (7) その他委員長が必要と認めた各部門の責任者等

(出席義務)

第4条 委員は、委員会が開催されるときは、これに出席しなければならない。ただし、前条第3号、第4号及び第7号の委員に限り、やむを得ない事情により出席できない場合は、代理により出席することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条各号に掲げる役職の在任期間とする。

(会議)

第6条 委員会に委員長を置き、病院長をもってこれに充てる。

2. 委員会は、副委員長を置き、医療安全管理責任者をもってこれに充てる。

3. 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、やむを得ない事情が生じ、委員長が委員を招集できない場合は、副委員長がその職務を代行する。
4. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
5. 委員会は、必要に応じて学外有識者を含め委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
6. 委員会における審議の経過及び結果は、記録として残す。
7. 医療事故及び医事紛争に関する情報交換、教育・研修等については、関連する委員会、連絡会にて周知徹底する。

(事例検討会)

- 第7条 委員長は、事故レベルにかかわらず、重要な事例が発生した場合は、必要に応じ事例検討会を設置する。
2. 事例検討会の構成員は、委員長が定める。ただし、検討の結果、過失が明らかで重大な事故や事故原因の判定が困難で、より客観的判断の必要な場合は、藤田医科大学岡崎医療センター医療事故調査委員会規程に基づく対処を行うことができる。
 3. 事例検討会の議長は、安全管理室長とする。
 4. 委員長は、必要に応じ外部委員の出席を求めることができる。
 5. 医療法第6条の10第1項に規定されている医療事故（病院に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、病院長が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの）が発生した場合については、藤田医科大学岡崎医療センター医療法上の医療事故調査委員会規程に基づき対処するものとする。
 6. 事例検討会及び藤田医科大学岡崎医療センター医療事故調査委員会規程に基づく医療事故調査委員会（以下、事例検討会等という）は、事故原因や再発防止策などの検討結果を委員会に報告し、委員会はこの報告を踏まえて第2条各号に掲げる事項を審議する。

(開催)

- 第8条 委員会は、毎月1回定時に開催する。
2. 事例検討会等は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

(守秘義務)

- 第9条 委員会及び事例検討会等の構成員は、会議活動で知り得た事項を正当な事由なく他に漏らしてはならない。

(事務)

- 第10条 委員会及び事例検討会等の事務は、安全管理部安全管理室が行う。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

(改正)

第12条 この規程の改正は、常務会の決議による。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する